

表3 病気休暇の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：団体)

区分	団体数	原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を90日（または3ヶ月）と定めている。	左記以外
都道府県	47 (100.0%)	38 (80.9%)	9 (19.1%)
指定都市	20 (100.0%)	17 (85.0%)	3 (15.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,552 (90.2%)	169 (9.8%)
合計	1,788 (100.0%)	1,607 (89.9%)	181 (10.1%)

(注) 1 「左記以外」となる団体は、上限日数（月数）が異なる、年間で取得日数の上限を定めている等である。
2 調査対象は、表1と同様。